

身体拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人発達支援サポーターズコンチェルト
児童デイサービスコンチェルト・児童デイサービスコンチェルト第2

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

特定非営利活動法人発達支援サポーターズコンチェルト（以下「法人」という）は、障害児通所支援事業所（児童デイサービスコンチェルト・児童デイサービスコンチェルト第2）における障害児虐待防止法の趣旨を理解し、身体拘束を安易に正当化せず、職員皆が身体拘束の廃止及び適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めていくこととする。

（1）身体拘束等禁止の規程

「指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない」「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他 必要な事項を記録しなければならない」と規定されており、利用者の安心と安全を大事にして、寄り添った支援を提供していくこととする。

（2）やむを得ず身体拘束を行う場合の条件

利用者個々の人権を尊重し、身体拘束を行わない支援を目標とするのであるが、心身の状況を勘案した時に、「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たす場合においてのみ、必要最低限の、緊急かつ最低限の身体拘束を行う場合がある。

2. 身体拘束適正化及び虐待防止委員会、その他法人内の組織に関する事項

法人は、身体拘束の適正化及び虐待防止を目的として「身体拘束適正化・虐待防止」委員会を設置する。虐待を未然に防ぐとともに、身体拘束を実施せざるを得ない状況の検討や手続き及び解除の検討などを行うとともに、職員への研修や学びに繋げていくこととする。

（1）「身体拘束適正化・虐待防止」委員会の実施

年1回以上の開催を予定し、身体拘束の適正化や廃止などに向けて現状把握や分析を行う。また、虐待防止についての職員の研修教育に関しての計画も行うものとする。構成員としては、各事業所の管理者と、法人の代表と副代表とし、記録も整備する。

（2）家族や本人への説明に関して

事前に危惧される場合は個別支援計画にも盛り込むこととし、家族や本人には、身体拘束の理由や目的、改善への取り組みなどを詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努める。

3. 身体拘束の適正化のための法人内の各事業所の職員研修に関する基本方針

法人は、職員および支援に関わる全てのサポーターや実習生に対しても、身体拘束の廃止と適正化、虐待防止法および差別解消法について、権利擁護や人権を尊重した支援の在り方について等の研修

を年1回以上行うものとする。

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案に関しては、全ての案件を委員会に報告するとともに、法人代表が緊急に当該案件の検討が必要と判断したときには、定時の委員会開催を待たずに臨時委員会を招集するものとする。

5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

緊急かつやむを得ず身体拘束を行うときには、以下の手順に従って実施していくこととする。

(1) 委員会の実施

委員会の中で「切迫性」「非代替性」「一時性」の全てを満たしているかどうか確認および評価をするとともに、身体拘束以外の手立てを講じることができるかどうかも協議する。

(2) 家族や本人への説明

利用者の家族や、理解可能な年齢の本人であれば、不安のないように十分に説明するとともに、同意を得た上で行うものとする。

(3) 記録

記録に関しては、日時や内容とともに、利用者の心身の状況や、緊急でやむを得なかった理由、その他必要な事項を記録していき、その後の研修や検証に繋げて行く。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者や家族へ理解と協力を得るために、施設内に掲示するとともに、ホームページでも閲覧可能なようにし、積極的に伝えていくこととする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束をしない支援を目指して、支援に関わる全ての職員や支援者達が、以下の点について共通認識を持ち、拘束しない支援を目標にして、支援の質を高めていくこととする。

(1) 他の利用者への影響や支援者のマンパワー不足のために、安易に身体拘束を行っていないかを常に考えていく姿勢を大事にしていく。

(2) 本当にやむを得ない緊急の場合であるかどうかを確認し、検証していく姿勢を大事にしていく。

附則

この指針は令和5年2月1日から施行する。